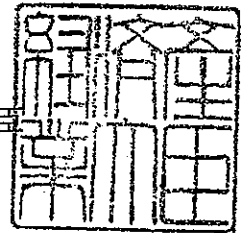


経 済 産 業 省

20130607統第1号
平成25年6月11日

総務大臣 殿

経済産業大臣



基幹統計調査の変更について（申請）

下記調査の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

特定サービス産業実態調査

主管部課	経済産業省大臣官房調査統計グループ 構造統計室
事務担当者	豊島 裕治 電話：03（3501）9945 E-mail: toyoshima-yuji@meti.go.jp



1 調査の名称

特定サービス産業実態調査

2 変更の内容

変更案	変更前	変更理由
<p>3 調査対象の範囲</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 属性的範囲</p> <p>特定サービス産業実態調査は、標本設計に基づく標本調査とし、別表の1から3まで及び10から28までの項に掲げる業種に属する事業所（以下「調査事業所」という。）のうち、経済産業大臣が指定するもの並びに別表の4から9までの項に掲げる業種に属する企業（以下「調査企業」という。）のうち、経済産業大臣が指定するものについて行う。</p>	<p>3 調査対象の範囲</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 属性的範囲</p> <p>特定サービス産業実態調査は、標本設計に基づく標本調査とし、別表の1から3及び10から28までの項に掲げる業種に属する事業所（以下「調査事業所」という。）のうち、経済産業大臣が指定するもの並びに別表の4から9までの項に掲げる業種に属する企業（以下「調査企業」という。）のうち、経済産業大臣が指定するものについて行う。</p>	
<p>4 報告を求める者</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 報告義務者</p> <p>1) 調査票による提出</p> <p>① <u>調査事業所及び調査企業（一括調査企業を除く）</u></p> <p><u>報告義務者（一括調査企業の報告義務者を除く。）は、調査票に所定</u></p>	<p>4 報告を求める者</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 報告義務者</p> <p>1) 調査票による提出</p> <p>① <u>別表の1から3及び10から28までの項に掲げる業種</u></p> <p><u>ア 報告義務者（一括調査企業の報告義務者を除く。）は、調査票に所定</u></p>	<p>・調査組織及び調査方法の変更のため</p>

<p><u>の事項を記入し、これに記名して、</u> <u>1部を調査期日の属する年の7月</u> <u>31日までに経済産業大臣に提出</u> <u>する。</u></p> <p>② 一括調査企業 一括調査企業の報告義務者は、調査票に所定の事項を記入し、これに記名して、1部を調査期日の属する年の8月15日までに経済産業大臣に提出する。</p> <p>2) 電子情報処理組織による提出 ① 略 ② 電子情報処理組織を使用して提出する場合は、前記①の電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に調査票が経済産業大臣に提出されたものとする。</p>	<p><u>の事項を記入し、これに記名して、</u> <u>1部を調査期日の属する年の7月3</u> <u>1日までに都道府県知事に提出す</u> <u>る。</u></p> <p><u>イ 都道府県知事は、調査票を整理</u> <u>し、審査した上、調査期日の属する</u> <u>年の翌年9月30日までに経済産業</u> <u>大臣に提出する。</u></p> <p>② 別表の4から9までの項に掲げる業種 報告義務者(一括調査企業の報告義務者を除く。)は、調査票に所定の事項を記入し、これに記名して、 <u>1部を調査期日の属する年の7月3</u> <u>1日までに経済産業大臣に提出す</u> <u>る。</u></p> <p>③ 一括調査企業 一括調査企業の報告義務者は、調査票に所定の事項を記入し、これに記名して、1部を調査期日の属する年の8月15日までに経済産業大臣に提出する。</p> <p>2) 電子情報処理組織による提出 ① 略 ② 電子情報処理組織を使用して提出する場合は、前記①の電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に調査票が経済産業大臣又は都道府県知事に提出されたものとする。</p>	<p>・調査組織及び調査方法の変更のため</p>
--	---	--------------------------

<p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 基準となる期日又は期間 平成26年7月1日現在によって行う。ただし、5の(1)の⑧から⑬までの年間実績を把握する事項については、調査実施年の前年1月1日から12月31日までの1年間によって行う。</p> <p>6 報告を求めるために用いる方法</p> <p>(1) 調査組織 経済産業省－民間事業者－報告者</p> <p>(2) 調査方法 (<input type="checkbox"/> 調査員調査 <input checked="" type="checkbox"/> 郵</p>	<p>③ <u>別表の1から3及び10から28までに掲げる業種の報告義務者から前記①及び②により都道府県知事に対して提出があった場合、都道府県知事は、記録がされたファイルを整理した上、調査期日の属する年の9月30日までに審査を終了すること</u>で経済産業大臣への調査票の提出に代えることができる。</p> <p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 基準となる期日又は期間 平成25年7月1日現在によって行う。ただし、5の(1)の⑧から⑬の年間実績を把握する事項については、調査実施年の前年1月1日から12月31日までの1年間によって行う。</p> <p>6 報告を求めるために用いる方法</p> <p>(1) 調査組織 調査員調査：経済産業省－都道府県－統計調査員－報告者 郵送調査(調査企業)：経済産業省－民間事業者－報告者 郵送調査(一括調査企業)：経済産業省－報告者 ※いずれの場合もオンラインによる報告が可能</p> <p>(2) 調査方法 (<input checked="" type="checkbox"/> 調査員調査 <input checked="" type="checkbox"/> 郵</p>	<p>・基準となる期日を変更するため。</p> <p>・調査組織及び調査方法の変更のため</p>
--	--	--

<p>送調査 ■オンライン調査 □その他 ())</p> <p><u>経済産業省は、民間事業者を通して郵送により、報告義務者に調査票の記入を依頼し、郵送又はオンラインにより調査票を回収する。</u></p> <p>なお、業務委託内容は、調査票の<u>印刷・送付・回収・督促・未記入照会・審査・集計</u>に係る業務とする。</p> <p>13 その他(東日本大震災に伴う計画の一部変更) 東日本大震災により、調査計画を一部変更する。詳細については、別添2のとおり。</p> <p style="text-align: right;">別添2</p> <p>東日本大震災に伴う調査計画の変更</p> <p>1 変更内容</p> <p>平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第3項又は第20条第3項の</p>	<p>送調査 ■オンライン調査 □その他 ())</p> <p>1) <u>調査員調査</u></p> <p>統計調査員は、調査事業所の報告義務者に調査票の記入を依頼し、回収する。</p> <p>2) <u>郵送調査</u></p> <p><u>経済産業省は、調査企業及び一括調査企業の報告義務者に調査票の記入を依頼し、回収する。</u></p> <p>3) <u>オンライン調査</u></p> <p><u>経済産業省及び都道府県は、報告義務者に調査票の記入を依頼し、回収する。</u></p> <p>なお、<u>調査企業を対象とした郵送調査</u>の業務委託内容は、調査票の送付・回収・督促・未記入照会に係る業務とする。</p> <p>13 その他(東日本大震災に伴う計画の一部変更) 東日本大震災により、調査計画を一部変更する。詳細については、別添2のとおり。</p> <p style="text-align: right;">別添2</p> <p>東日本大震災に伴う調査計画の変更</p> <p>1 変更内容</p> <p>平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第3項又は第20条第3項の</p>	<p>・調査組織及び調査方法の変更のため</p> <p>・民間事業者への業務委託内容を変更するため。</p>
--	---	--

<p>規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第 17 条第 1 項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が市町村長（特別区の長を含む。）又は都道府県知事に対して行った次の各号に掲げるいずれかの指示の対象となった区域に含まれる事業所及び企業を調査対象から除く。<u>ただし、避難解除等区域（避難解除区域及び現に避難指示の対象となっている区域のうち原子力災害対策特別措置法第 20 条第 2 項の規定により原子力災害対策本部長が福島県の市町村長又は福島県知事に対して行った指示において近く当該避難指示が全て解除される見込みであるとされた区域をいう。）に含まれる事業所及び企業を除く。</u></p>	<p>規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第 17 条第 1 項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が市町村長（特別区の長を含む。）又は都道府県知事に対して行った次の各号に掲げるいずれかの指示の対象となった区域に含まれる事業所及び企業を調査対象から除く。</p>	
---	---	--

特定サービス産業実態調査計画（案）

1 調査の名称

特定サービス産業実態調査

2 調査の目的

特定サービス産業実態調査は、サービス産業の実態を明らかにし、サービス産業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

全国

(2) 属性的範囲

特定サービス産業実態調査は、標本設計に基づく標本調査とし、別表の1から3まで及び10から28までの項に掲げる業種に属する事業所（以下「調査事業所」という。）のうち、経済産業大臣が指定するもの並びに別表の4から9までの項に掲げる業種に属する企業（以下「調査企業」という。）のうち、経済産業大臣が指定するものについて行う。

4 報告を求める者

(1) 数：約55,000事業所又は企業

標本抽出の基礎となる母集団の大きさ：約31万事業所又は企業（平成21年経済センサス-基礎調査）

(2) 選定の方法（全数 無作為抽出 有意抽出）

「特定サービス産業実態調査における標本設計」参照

(3) 報告義務者

調査事業所の管理責任者及び調査企業を代表する者。ただし、経済産業大臣が指定する企業（以下「一括調査企業」という。）に属する調査事業所にあつては、一括調査企業を代表する者。

なお、調査票の提出は次による。

1) 調査票による提出

① 調査事業所及び調査企業（一括調査企業除く）

報告義務者（一括調査企業の報告義務者を除く。）は、調査票に所定の事項を記入し、これに記名して、1部を調査期日の属する年の7月31日までに経済産業大臣に提出する。

② 一括調査企業

一括調査企業の報告義務者は、調査票に所定の事項を記入し、これに記名して、1部を調査期日の属する年の8月15日までに経済産業大臣に提出する。

2) 電子情報処理組織による提出

- ① 報告義務者は、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定による電子情報処理組織を使用して、所定の事項を入力し、一括調査企業の報告義務者は調査期日の属する年の8月15日までに、それ以外の報告義務者は調査期日の属する年の7月31日までに提出する。
- ② 電子情報処理組織を使用して提出する場合は、前記①の電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に調査票が経済産業大臣に提出されたものとする。

3) フレキシブルディスクによる提出

- ① 一括調査企業の報告義務者は、フレキシブルディスクに所定の事項を記録し、これに一括調査企業名等を記載したラベルをはり付け、1枚を調査期日の属する年の8月15日までに経済産業大臣に提出する。
- ② フレキシブルディスクを使用して提出する場合は、前記①の経済産業大臣に提出することで調査票の提出に代えることができる。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

以下に掲げる事項のうち、調査企業及び調査事業所の業種及び従業者数に応じて必要なものについて調査を行う。

- ①事業所名及び所在地
- ②企業名及び所在地
- ③本社の所在地
- ④経営組織及び資本金額又は出資金額
- ⑤本支社別
- ⑥事業の形態
- ⑦会社系統
- ⑧年間売上高
- ⑨年間契約高及び契約件数
- ⑩年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額
- ⑪入場者数
- ⑫会員数
- ⑬受講生数

⑭加盟店数

⑮施設

⑯従業者数

(2) 基準となる期日又は期間

平成26年7月1日現在によって行う。ただし、5の(1)の⑧から⑬までの年間実績を把握する事項については、調査実施年の前年1月1日から12月31日までの1年間によって行う。

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

経済産業省—民間事業者—報告者

(2) 調査方法 (調査員調査 郵送調査 オンライン調査 その他 ())

経済産業省は、民間事業者を通して郵送により、報告義務者に調査票の記入を依頼し、郵送又はオンラインにより調査票を回収する。

なお、業務委託内容は、調査票の印刷・送付・回収・督促・未記入照会・審査・集計に係る業務とする。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1年。

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査事業所及び調査企業：提出期限は調査実施年の7月31日。

一括調査企業：提出期限は調査実施年の8月15日。

8 集計事項

集計事項は、別添1の集計様式に掲げる事項とする。

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法

経済産業大臣は集計結果をインターネット及び定期刊行物により公表する。

(2) 公表の期日

調査期日から1年以内。

10 使用する統計基準

調査対象の範囲の画定に当たっては、日本標準産業分類によるとともに、集計結果の表章についても同分類の小分類による。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

関係書類の保存期間及び保存責任者は、次のとおりとする。

関係書類	保存責任者	保存期間
調査票及びフレキシブルディスク	経済産業大臣	3年
集計表	経済産業大臣	3年
調査票及びフレキシブルディスク並びに集計表の内容を記録した電磁的記録 (電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)	経済産業大臣	永年

12 立入検査等の対象とすることができる事項

5の(1)の報告を求める事項のうち、⑥から⑩までに掲げる事項。

13 その他(東日本大震災に伴う計画の一部変更)

東日本大震災により、調査計画を一部変更する。詳細については、別添2のとおり。

番号	業 種(報告者数)	業 種 の 範 囲
1	ソフトウェア業(2414)	統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件(平成19年総務省告示第618号)に定める日本標準産業分類に掲げる小分類391-ソフトウェア業のうち、経済産業大臣が指定するもの
2	情報処理・提供サービス業(4654)	日本標準産業分類に掲げる小分類 392-情報処理・提供サービス業のうち、経済産業大臣が指定するもの
3	インターネット附随サービス業(1105)	日本標準産業分類に掲げる小分類 401-インターネット附随サービス業のうち、経済産業大臣が指定するもの
4	映像情報制作・配給業(2031)	日本標準産業分類に掲げる小分類 411-映像情報制作・配給業のうち、経済産業大臣が指定するもの
5	音声情報制作業(272)	日本標準産業分類に掲げる小分類 412-音声情報制作業のうち、経済産業大臣が指定するもの
6	新聞業(547)	日本標準産業分類に掲げる小分類 413-新聞業のうち、経済産業大臣が指定するもの
7	出版業(2100)	日本標準産業分類に掲げる小分類 414-出版業のうち、経済産業大臣が指定するもの
8	映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業(913)	日本標準産業分類に掲げる小分類 416-映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業のうち、経済産業大臣が指定するもの
9	クレジットカード業, 割賦金融業(468)	日本標準産業分類に掲げる小分類 643-クレジットカード業, 割賦金融業のうち、経済産業大臣が指定するもの
10	各種物品賃貸業(1283)	日本標準産業分類に掲げる小分類 701-各種物品賃貸業のうち、経済産業大臣が指定するもの
11	産業用機械器具賃貸業(4557)	日本標準産業分類に掲げる小分類 702-産業用機械器具賃貸業のうち、経済産業大臣が指定するもの
12	事務用機械器具賃貸業(390)	日本標準産業分類に掲げる小分類 703-事務用機械器具賃貸業のうち、経済産業大臣が指定するもの
13	自動車賃貸業(2030)	日本標準産業分類に掲げる小分類 704-自動車賃貸業のうち、経済産業大臣が指定するもの
14	スポーツ・娯楽用品賃貸業(653)	日本標準産業分類に掲げる小分類 705-スポーツ・娯楽用品賃貸業のうち、経済産業大臣が指定するもの
15	その他の物品賃貸業(2657)	日本標準産業分類に掲げる小分類 709-その他の物品賃貸業のうち、経済産業大臣が指定するもの
16	デザイン業(3775)	日本標準産業分類に掲げる小分類 726-デザイン業のうち、経済産業大臣が指定するもの
17	広告業(2803)	日本標準産業分類に掲げる小分類 731-広告業のうち、経済産業大臣が指定するもの
18	機械設計業(2145)	日本標準産業分類に掲げる小分類 743-機械設計業のうち、経済産業大臣が指定するもの
19	計量証明業(735)	日本標準産業分類に掲げる小分類 745-計量証明業のうち、経済産業大臣が指定するもの
20	冠婚葬祭業(1652)	日本標準産業分類に掲げる小分類 796-冠婚葬祭業のうち、経済産業大臣が指定するもの
21	映画館(699)	日本標準産業分類に掲げる小分類 801-映画館のうち、経済産業大臣が指定するもの
22	興行場(別掲を除く), 興行団(1055)	日本標準産業分類に掲げる小分類 802-興行場(別掲を除く), 興行団のうち、経済産業大臣が指定するもの
23	スポーツ施設提供業(2576)	日本標準産業分類に掲げる小分類 804-スポーツ施設提供業のうち、経済産業大臣が指定するもの
24	公園, 遊園地(937)	日本標準産業分類に掲げる小分類 805-公園, 遊園地のうち、経済産業大臣が指定するもの
25	学習塾(4280)	日本標準産業分類に掲げる小分類 823-学習塾のうち、経済産業大臣が指定するもの
26	教養・技能教授業(5459)	日本標準産業分類に掲げる小分類 824-教養・技能教授業のうち、経済産業大臣が指定するもの
27	機械修理業(電気機械器具を除く)(2075)	日本標準産業分類に掲げる小分類 901-機械修理業(電気機械器具を除く)のうち、経済産業大臣が指定するもの
28	電気機械器具修理業(1481)	日本標準産業分類に掲げる小分類 902-電気機械器具修理業のうち、経済産業大臣が指定するもの